

大規模災害時の船舶活用の 位置付け

大規模災害時の船舶活用の位置付けに関する検討の方向性(案)

1. 問題意識

○政府の対応方針に適切に位置付けられ、円滑に効果が発揮される準備が整えられているのか。

2. アウトプットのイメージ

○国・自治体の防災計画等の方針への位置付けの整理

○必要に応じ、船舶活用の円滑化に向けた計画等の策定の方向性

大規模災害対策に係る政府の計画体系

災害対策基本法(災対法)

国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序と公共の福祉の確保に資することを目的とする

中央防災会議

- ・ 内閣総理大臣が会長、各省大臣が委員
- ・ 防災基本計画、大規模地震の各種計画の作成等

防災対策推進検討会議

- ・ 東日本大震災における政府の対応を検証、教訓の総括
- ・ 防災対策の充実・強化を図るため調査審議
(最終報告:平成24年7月31日)

防災基本計画

- ・ 災対法第34条に基づき策定。日本の災害対策の最上位計画 《中央防災会議決定》

緊急輸送手段 (第2編 第2章 第4節 緊急輸送)

- 緊急輸送関係省庁及び地方公共団体は、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとする。
特に、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な**船舶の活用を推進**する。

地域防災計画

- ・ 各地方自治体等が策定

緊急輸送手段

- 岩手県地域防災計画、福島県地域防災計画、静岡県地域防災計画、愛知県地域防災計画、三重県地域防災計画、兵庫県地域防災計画、高知県地域防災計画、神戸市地域防災計画 等

地震対策大綱

- ・ 切迫性のある特定の大規模地震を対象とした、予防、応急、復旧・復興のマスタープラン
《中央防災会議決定》

応急対策活動要領

- ・ 応急対策の具体化。大綱に基づき策定 《中央防災会議決定》

要領に基づく具体的な活動内容に係る計画

- ・ 被害想定に基づき、予め地域ごとの物資調達、緊急輸送ルート等を計画

災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要

背景

- 東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについては、昨年6月に行った災害対策基本法の「第1弾」改正にて措置したところ。その際、改正法の附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、さらなる改正を実施するもの。

法律案の概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

- 災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するものとする。
- 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置（救助、救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置）を代行する仕組みを創設すること。
- 大規模広域災害時に、臨時に避難所として使用する施設の構造など平常時の規制の適用除外措置を講ずること。等

2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- 市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定すること。
- 市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 的確な避難指示等のため、市町村長から助言を求められた国（地方气象台等）又は都道府県に応答義務を課すこと。
- 市町村長は、防災マップの作成等に努めること。等

3 被災者保護対策の改善

- 市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること。
- 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととする。
- 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みを創設するとともに、同法の所管を厚生労働省から内閣府に移管すること。等

4 平素からの防災への取組の強化

- 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念を明確化すること。
- 災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進すること。
- 住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できることとする。
- 国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること。等

5 その他

- 災害の定義の例示に、崖崩れ・土石流・地滑りを加えること。
- 特定非常災害法について、相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例を設けること。等

平成24年6月27日公布・施行

概 要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化

- 災害発生時における積極的な情報の収集・伝達・共有を強化
- 地方公共団体間の応援業務等について、都道府県・国による調整規定を拡充・新設
- 地方公共団体間の応援の対象となる業務を、消防、救命・救難等の緊急性の高い応急措置から、避難所運営支援等の応急対策一般に拡大
- 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化

2 大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- 都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できることなど、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みを創設
- 市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する調整規定を創設

3 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- 住民の責務として災害教訓の伝承を明記
- 各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨を規定
- 地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加

残された課題

(第1弾改正時にお示ししたもの)

- 自然災害による国家的な緊急事態への対処のあり方
- 避難の概念の明確化
- 被災者支援の充実
- 減災等の理念の明確化と多様な主体による防災意識の向上
- 復興の枠組みの整備
- その他災害対策法制全体の見直し

附 則

政府は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

災害対策基本法の概要

国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする

1. 防災に関する責務の明確化

- 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 ー 防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 住民等の責務 ー 自らの災害への備え、自発的な防災活動への参加等

2. 防災に関する組織ー総合的防災行政の整備・推進

- 国: 中央防災会議、非常(緊急)災害対策本部
- 都道府県・市町村: 地方防災会議、災害対策本部

3. 防災計画ー計画的防災行政の整備・推進

- 中央防災会議: 防災基本計画
- 指定行政機関・指定公共機関: 防災業務計画
- 都道府県・市町村: 地域防災計画

4. 災害対策の推進

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定
 - ▶ 市町村長に避難の指示、警戒区域の設定、応急公用負担等の権限を付与
 - ◀ 市町村は防災対策の第一次的責務を負う

5. 財政金融措置

- 【原則】実施責任者負担
- 【例外】激甚な災害については、地方公共団体に対する国の特別の財政援助等
 - 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

6. 災害緊急事態

- 災害緊急事態の布告 ⇒ 緊急災害対策本部の設置
- 緊急措置(生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定)

「災害時多目的船に関する検討会報告書」(平成24年3月)における整理

「災害時多目的船に関する検討会報告書」(平成24年3月)においては、政府の災害対策体系における船舶活用の位置付けについて、以下のように整理されている。

1. 防災基本計画

- 第2編地震災害対策編をはじめ各編において、物資供給のための海上交通の確保や緊急輸送のための船舶の活用が記載されている。
- しかしながら、防災基本計画における船舶の活用や海からのアプローチについては、総じて限定的な記述にとどまっている。

2. 地域防災計画

- 静岡県、三重県、高知県の地域防災計画における地震対策については、いずれの計画も海上交通の確保等について記載されている。
- 特に、三重県の地域防災計画震災対策編の災害応急対策計画においては、海からのアプローチに関して広範な記載が見られる。

3. 地震対策大綱に基づく「応急対策要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」

- 「応急対策要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」においては、海からのアプローチについてより詳細な記載が見られる。
- 救助活動や消火活動などだけではなく、医療活動の一部など広範な活動が海からのアプローチとして具体化されるとともに、官の保有する船舶のみならず、民間船舶の幅広い活用も検討されてきている。

防災基本計画における船舶活用の位置付け等

防災基本計画における、主な海からのアプローチに関する記述は、以下の通りである。

第2章 災害応急対策 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

※第2編 地震災害対策編 他に記載

2 交通の確保

- 国土交通省は、開発保全航路等について、早急に被害状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告するとともに、油及び漂流物の回収を目的とした**所有船舶による危険物の除去、避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。**
- 海上保安庁は、海難船舶または漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を非常本部等に報告し、速やかに**航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。**

3 緊急輸送

- 緊急輸送関係省庁及び地方公共団体は、**陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとする。特に、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を推進する。**
- 国土交通省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、**空港管理者、港湾管理者、航空運送事業者、道路運送事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の受入れ又は協力要請を行うものとする。**
- 海上保安庁は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、**自ら保有する船舶、航空機等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。**
- 自衛隊は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、**自ら保有する航空機、車両、船舶を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。**

大規模災害時の船舶活用の位置付け(防災基本計画)

ポイント

- 防災基本計画において、船舶は、主に、緊急輸送のための輸送手段として位置付けられている。
(第2編地震災害対策編他、第2章災害応急対策、第4節緊急輸送、3. 緊急輸送)

課題

- 防災基本計画における船舶活用の位置付けは、主に、輸送機能について記載されている。
- 今後、本検討会において、輸送機能のみならず、船舶の特性を踏まえた船舶の様々な機能・役割等や配備上の課題について検討を行うことが必要。

地域防災計画における船舶の活用に関する記述

【目次】

1. 岩手県 地域防災計画
2. 福島県 //
3. 静岡県 //
4. 愛知県 //
5. 兵庫県 //
6. 高知県 //
7. 神戸市 //

※三重県地域防災計画については「参考資料4」参照。

【1. 岩手県】(作成:昭和48年4月、最終修正:平成25年3月)

第3章 第6節 交通確保・輸送計画

第4 緊急輸送

1 緊急輸送の対象

- 県、市町村その他の防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両・船舶等を動員するとともに、運送事業者等関係団体等との物資輸送に係る災害時応援協定の締結等により、緊急輸送体制を整備する。

3 海上輸送

(1) 海上輸送の実施

- 次に掲げる事態が発生した場合は、海上輸送を実施する
 - ア 陸上輸送が途絶したとき
 - イ 陸上輸送のみでは、必要な物資等の輸送が十分でないとき

(2) 船舶の確保

- 県本部長は、船舶による緊急輸送が必要と認めた場合は、東北運輸局に対し、船舶のあっせんを要請する。
- あっせんの要請は、次の事項を明示して、荷送港又は配船港を所轄する岩手県運輸支局長等、あるいは兼本部長(総務部総合防災室)を通じて行う。

ア 要請理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク 経費支弁の方法
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	ケ その他参考事項

- 東北運輸局長は、あっせんを行う場合は、おおむね、次に掲げる者の所有船舶から適当なものを選定する。

ア 定期航路事業者	イ 不定期航路事業者	ウ 港湾運送事業者
-----------	------------	-----------

- 県本部長は、船舶を確保するため、必要に応じて、県漁業協同組合連合会等の長に対して、漁船のあっせんを要請する。
- 県本部における漁船のあっせん事務は、総務部総合防災室が手続き事務を担当し、農林水産部水産振興課が県漁業協同組合連合会等との必要な連絡事務を担当する。
- 県本部長は、海上における緊急輸送を確保するため、必要に応じて、東北内航海運組合の長に海上輸送を要請し、その協力を得る。
- 海上輸送の要請は、次の事項を明示して県本部(総務部総合防災室)を通じて行う。

ア 輸送物資の内容、数量	イ 輸送活動機関	ウ 輸送区間
--------------	----------	--------



(3) 輸送の連絡

- 県本部長は、市町村本部長及び利用する港湾管理者に対し、荷送人、荷受人、港湾到着日時、輸送貨物の内容・数量等を連絡する。
- 県本部長は、調達・あっせんの要請によらずに支援物資等を県本部長に海上輸送する荷送人に対しては、荷送人、荷受人到着日時、輸送貨物の内容・数量等を県本部長に対して連絡するよう協力を求める。

(4) 巡視船艇の出勤又は派遣

- 県本部長は、緊急輸送を必要とする場合において、船舶を確保するいとまがないときは、第二管区海上保安部長に対して、巡視船艇の出勤又は派遣を要請する。
- 出勤等の要請は、次の事項を明示して、海上保安部署、あるいは県本部(総務部総合防災室)を通じて行う。

ア 申請の理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク その他参考事項
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	ケ

5 輸送関係従事命令等

(1) 従事命令

- 県本部長は、緊急輸送の実施に当たり、契約等による一般の方法で緊急輸送の確保ができない場合は災害対策基本法第71条の規定に定めるところにより次の者に対し、従事命令を執行して、その確保を図る。

ア 地方鉄道事業者及びその従事者	<u>ウ 船舶運送事業者及びその従事者</u>
イ 自動車運送事業者及びその従事者	エ 港湾運送事業者及びその従事者

【2. 福島県】(作成:昭和38年度 最終修正:平成24年11月)

震災対策編 第2章 災害予防計画

第6節 電力、ガス施設災害予防対策

第1 電力施設災害予防対策 2 事業計画

(4) 災害用資機材の輸送体制の確立

本店及び店所は、災害対策用資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船舶、ヘリコプター等の輸送力の確保に努めるものとする。

第16節 医療(助産)救護・防疫体制の整備

第1 医療(助産)救護体制の整備 8 傷病者等搬送体制の整備

(1) 搬送手段の確保

市町村、消防機関等は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の輸送について、自動車、ヘリコプター、船舶等複数の手段を確保しておく。

震災対策編 第3章 災害応急対策計画

第14節 緊急輸送対策

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両船舶等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

第3 輸送手段の確保 1 県の確保体制

(2) 船舶の確保

ア 県有船舶の利用(農林水産部生産流通総室、土木部河川港湾総室)

イ 県漁業協同組合連合会に対する漁船の協力要請(農林水産部生産流通総室)

ウ 東北運輸局福島運輸支局に対する調達・あつ旋を依頼(生活環境部県民安全総室)

エ 福島海上保安部への応援要請(生活環境部県民安全総室)

第22節 生活関連施設の応急対策

第3 電力施設等応急対策 2 事業計画

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両、船舶、ヘリコプターその他実施可能な運搬手段により行うものとする。

【3. 静岡県】(作成昭和38年 最終修正平成24年6月)

地震対策の巻

第1章 総則 第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

3 防災関係機関 (1)指定地方行政機関

- 国土交通省 中部運輸局 イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨
- エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役体制の確保
- オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置

第4章 地震防災応急対策(津波対策を含む) 第1節 防災関係機関の活動

3 防災関係機関 (1)指定地方行政機関

- 国土交通省 中部運輸局 ウ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請
- エ 海上保安部と協力して海運事業者の応急措置の実施指導

第4章 地震防災応急対策(津波対策を含む) 第5節 緊急輸送活動

1 県 輸送体制の確立

(1)輸送の方法 海上輸送 → 原則として海上輸送は行わないものとする。

3 中部運輸局

中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者となり迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出勤可能数の確認を行う。

第5章 災害応急対策 第1節 防災関係機関の活動

3 防災関係機関 (1)指定地方行政機関

- 国土交通省中部運輸局 海上輸送に関すること ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請
- イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請



第5章 災害応急対策 第4節 緊急輸送活動

1 県 (2)海上輸送体制

輸送手段の確保 ・緊急輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。
なお、知事は必要に応じて、国又は全国知事会に対して、協力を要請する。

ア 県有船舶 イ 海上自衛隊の艦艇 ウ 海上保安庁の船艇 エ 民間船舶及び漁船

2 市町及び防災関係機関の緊急輸送

国土交通省中部運輸局 ・中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連携をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出勤可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

第5章 災害応急対策 第14節 防災関係機関等の高ずる災害応急対策

旅客船 ア 早期運航の再開を期するため、船舶の修理、機器設備等の機能回復に必要な措置を講ずる。

イ 海上運送事業者は、防災関係機関の要請に基づき、災害応急対策に協力する。

第6章 復旧・復興対策 第1節 防災関係機関の活動

4 防災関係機関 (1)指定地方行政機関

国土交通省中部運輸局 海上輸送に関すること ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請

イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請

【4. 愛知県】(作成:昭和38年6月、最終修正:平成24年6月)※平成25年5月30日修正予定

地震災害対策計画

第1編 総則

第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関

- 中部運輸局** (2)海上における物資及び旅客の輸送を確保するため**船舶の調達のあっせん**、特定航路への**就航勧奨**を行う。
- (4)緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役**態勢の確保**に努める。
- (5)特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する**航海命令又は公益命令**を発する措置を講ずる。

第2編 災害予防

第4章 中山間地における孤立対策

第2節 孤立への備え 1 市町村における措置

(2) 物資供給、救助活動体制の整備

- ウ 市町村は、**孤立するおそれのある集落への**ヘリポートやヘリコプターの夜間離着陸設備の整備のほか、バイクや**船舶等地域の実情に応じた物資供給等に係る手段の確保**に努めることとする。

第3編 災害応急対策

第8章 地域安全・交通・緊急輸送対策

第4節 緊急輸送手段の確保 4 **中部運輸局**の措置

- (2) 船舶運航事業者、港湾運送事業者等の関係機関に対して**輸送力の確保に関する措置をとるよう指導**を行うとともに、県の要請により、**船舶等の調達のあっせん**を行う。

第3編 災害応急対策

第8章 地域安全・交通・緊急輸送対策

第4節 緊急輸送手段の確保 6 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急(復旧)対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急(復旧)対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急(復旧)対策用資材及び機材

【5. 兵庫県】(地震対策計画 作成:昭和38年 最終修正:平成24年6月)

地震対策計画

第1編 総則 第2節 防災機関の事務又は業務の大綱

第1 指定地方行政機関

- 神戸運輸監理部 災害応急対策
- 2 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請
- 3 特に必要があると認める場合の輸送命令

第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開

第2節 救助・救急、医療対策の実施

第3款 医療・助産対策の実施 7 患者等搬送体制

- (5) 県は、被災地への医療従事者等の派遣についても、ヘリコプターや船舶を活用することとする。

第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第1章 総則

第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

第1 指定行政機関（神戸運輸監理部）

- 2 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請
- 3 特に必要があると認める場合の輸送命令

【6. 高知県】

一般対策編(作成:昭和38年度 最終修正:平成24年12月)※平成25年度修正予定

第1編 総則 第4章 防災関係機関

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 地方自治体

四国運輸局高知運輸支局 (2) 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達斡旋

第2編 災害予防対策 第5章 災害応急対策・復旧対策への備え

第3節 緊急輸送活動対策

2 輸送拠点の確保

(2) 海上輸送の拠点

○ 県は、港湾及び漁港のうちから海上輸送の拠点を選定します。

3 輸送手段の確保

(1) 防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶などの配備や運用を予め計画し、発災後の道路、港湾等の障害物の除去、応急復旧時に必要な人員、資機材等の確保について必要に応じ応援協定等を締結します。

(4) 海上輸送

○ 県は、四国運輸局を通じ災害時に活用できる海上輸送業者の船舶について予め把握しておきます。

第3編 災害応急対策 第1章 災害時応急活動

第10節 緊急輸送活動

○ 海上輸送

ア) 緊急を要する輸送については、要請に基づき海上保安庁において実施します。

イ) 四国運輸局高知運輸支局を通じて海上輸送事業者の所有船を活用するものとします。

震災対策編(作成:平成6年度 最終修正:平成18年5月)

第1編 総則 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

2 指定行政機関 四国運輸局高知運輸支局

(2) 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達斡旋

第3編 災害応急対策 第8節 緊急輸送活動

2 実施内容

○ 海上輸送 イ 四国運輸局高知運輸支局を通じて海上輸送事業者の所有船を活用するものとします。

【7. 神戸市】(作成:昭和38年 最終修正:平成24年6月)

地震対策編 総則

第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 2. 指定地方行政機関

- (3)神戸運輸監理部 ② 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請
- ③ 特に必要があると認められる場合の輸送命令

地震対策編 応急対応計画

第4章 救助・救急医療体制

4-2 災害救急医療システム

1. 災害救急医療全体システム

(3) 広域後方医療体制

広域救急医療機関では対処できない場合、他府県の基幹医療機関等へ救急車、ヘリコプター、船舶等により患者を搬送する。

第7章 避難計画

7-3 避難の方法

4. 避難者の誘導方法及び輸送方法

- ⑨ 避難所が遠い場合等には、適宜車両、船舶、航空機等により輸送する。

7-7 他都市への避難

2. 避難者の移送手段の確保

原則として、市長が避難者の移送に使用する車両、船舶、ヘリコプター等を準備することとするが、被害の程度によっては要請市町に対し、輸送手段も併せて要請する。

第8章 救援・救護対策

8-4 救援物資の受入れ・供給システム

3. 救援物資の受入れ・集積・配送等(防災DB 応急資料8-4-1)

(1) 救援物資の受入れ・集積・配送

② 海上ルート

市外から船舶等の海上輸送により搬送される救援物資については、海の広域防災拠点を中心として集積・配送拠点を開設し、受け入れる。



地震対策編 応急対応計画

第14章 災害時交通規制・緊急輸送対策

14-7 海上輸送の確保

2. 海上輸送の確保

(1) 海上輸送の目的

海上輸送は、陸上交通網、輸送効率等を比較考慮して、陸上交通機関等の代替・救援物資輸送のために行う。

(2) 航路の新設・変更

各事業者は、航路の新設・変更を行う場合、先ず関係港湾管理者と調整を図り、神戸運輸監理部へ所定の手続きを行う。

(3) 臨時発着場の選定

発災時は被害状況に応じて、港に船舶の発着場を選定する。

(4) 臨時航路・ダイヤ等の広報

各事業者により、臨時航路・ダイヤ等が決定すれば、災害対策本部はアクセス等の整備に努め、報道機関へは広く周知徹底を図るために情報を伝え、協力を要請する。

6. 災害時における船舶による輸送等に関する協定

災害時に、被災者及び救援者等の人員の輸送業務、救援物資又は応急対策資機材等の貨物の輸送業務、被災者及び救援者等の臨時宿泊施設の業務等について、神戸旅客船協会の会員船会社が可能な限り本市からの要請に協力する。

また、災害時に、被災者及び救援者等の人員の輸送業務、臨時宿泊施設の業務等について、(社)神戸外航客船協会の会員船会社が可能な限り本市からの要請に協力する。

大規模災害時の船舶活用の位置付け(地域防災計画)

ポイント

- 三重県防災計画においては、船舶の輸送機能に限定しておらず、船の機能の多面性に着目した計画となっている。
- 岩手県防災計画においては、緊急輸送体制の整備に関して具体的に規定した計画となっている。
(①海上輸送の実施、②船舶の確保、③輸送の連絡、④巡視船艇の出勤又は派遣、⑤従事命令)
- 福島県、兵庫県及び神戸市地域防災計画においては、船舶の輸送機能の他、傷病患者の搬送手段として位置付けられている。
- 岩手県、福島県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、高知県、神戸市地域防災計画に共通して、緊急輸送手段として船舶が位置付けられている。

課題

- 今後、本検討会において、輸送機能のみならず、船舶の特性を踏まえた船舶の様々な機能・役割等や配備上の課題について検討を行うことが必要。

1. 被害軽減のための緊急耐震化対策等の実施

- 国と地方公共団体等の連携による個人住宅の耐震診断、耐震補強の緊急実施。
- 公共建築物を中心に建物の耐震性(安全性)についてのリストを作成し公表。
 - ・道路、鉄道、堤防等の緊急耐震化対策、木造密集市街地の改善、津波に強い地域づくり等の推進

2. 地域における災害対応力の強化

- 東海地震による被害についての正確な知識と、事前の備え、発災時等にとるべき行動について、地域住民や企業に対して徹底的に普及啓発。
- 各主体の参加・連携による的確な防災活動の実施とそのための支援。
 - ・実践的訓練、防災リーダーの育成、コミュニティの活性化等

3. 警戒宣言時等の的確な防災体制の確立

- (旧)強化地域一律の対応 ➡ (新)震度や津波の分布等により、鉄道の運行や劇場、百貨店の営業等について可能なところは営業継続とする。
- (旧)病院は診療停止 ➡ (新)地域の医療機能確保のため耐震性を有する病院は診療可能にする。
- (旧)観測情報による対応なし ➡ (新)観測情報に基づき、児童生徒の安全確保や実動部隊の派遣準備開始等の防災対応を明確化。
 - ・住民の的確な行動のための適切な情報提供、小売店舗営業継続のための物資確保等

4. 災害発生時における広域的、効果的な防災体制の確立

- 災害発生後の広域の応急活動の効果的実施を図るため「東海地震応急対策活動要領」を策定。
- (旧)地震発生後に情報収集し応急対策実施 ➡ (新)発災後情報がない段階でも、被害想定等をもとに、救助部隊の派遣や物資搬送を緊急に実施。
 - 災害対策本部、現地本部における迅速かつ的確な判断と情報共有のための高度通信ネットワーク整備等

東海地震応急対策活動要領(概要)

平成15年12月
中央防災会議決定
平成18年4月修正

地震予知・事態の推移

政府・防災関係機関の対応

東海地震に関連する
調査情報(臨時)

・情報収集連絡体制の強化

東海地震
注意情報

- 防災関係職員の参集、官邸対策室の設置
- 緊急参集チーム、関係閣僚協議で準備行動の必要性確認
- 救助・消火部隊等や医療チームは直ちに出發できるよう準備開始(必要に応じ準備行動をさらに強化)
- 国民への呼びかけ(旅行自粛等)

- ・児童・生徒の帰宅など安全確保
- ・店舗等は原則通常の活動

先遣隊
静岡県に

東海地震
予知情報

内閣総理大臣による警戒宣言

- 地震災害警戒本部の設置
- 必要な救助・消火部隊等を強化地域周辺へ前進
- 全国の災害拠点病院等で受け入れ準備

<警戒宣言をうけた対応>

- ・住民(危険区域)は避難
- ・新幹線等は原則運行停止
- ・百貨店等は原則閉店
- ・電気、水道等は供給継続

(強化地域全域管轄)
現地警戒本部
静岡県に

地震発生
(突発に発生する場合を含む)

- 緊急災害対策本部の設置
- 被害想定に基づく救助・救急・消火・医療・物資調達等の活動
→地震発生と同時に災害応急対策活動を開始
- ライフラインの早期復旧
- 二次災害防止活動を展開
- 人流・物流の大動脈である東西幹線交通の早期復旧

現地活動の総合調整
(被災地全域管轄)
静岡県に現地対策本部

：東海地震応急対策活動要領に基づく政府の対応

「東海地震応急対策活動要領」と具体的な活動内容に係る計画(概要)

東海地震応急対策活動要領

平成15年12月策定、平成18年4月修正
中央防災会議

- ◎災害発生時等における防災機関の活動の内容、手続き、役割分担
- ◎現地本部を静岡県に設置(本部長:内閣府副大臣)

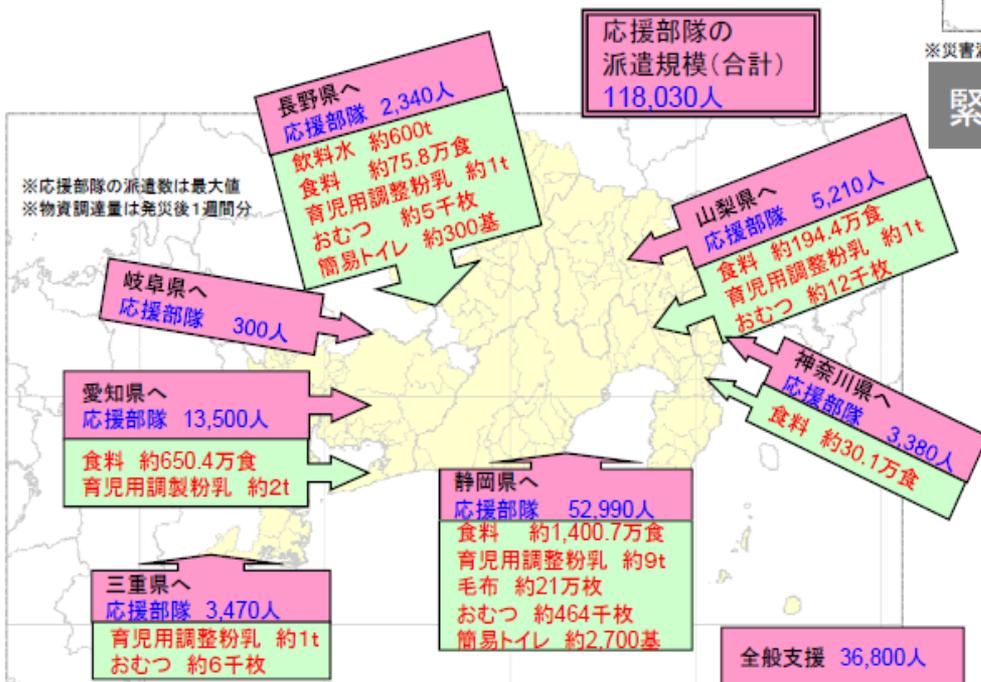
救助活動、医療活動、物資調達等の主要な活動

被害想定に基づく必要量を踏まえ、別に定める計画に基づき、ただちに活動を実施

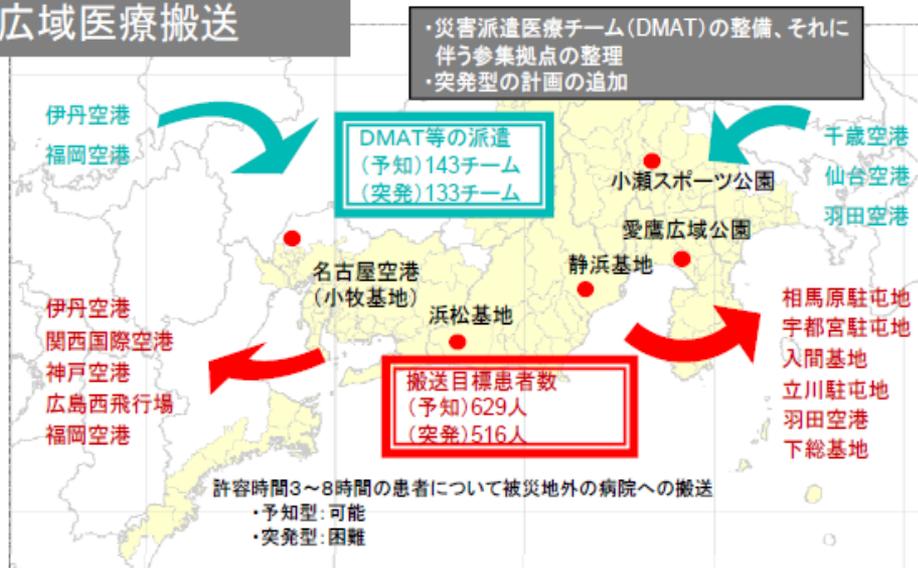
被害想定に基づいた具体的な活動内容を計画

(平成16年6月策定、平成18年4月修正 中央防災会議幹事会申し合わせ)

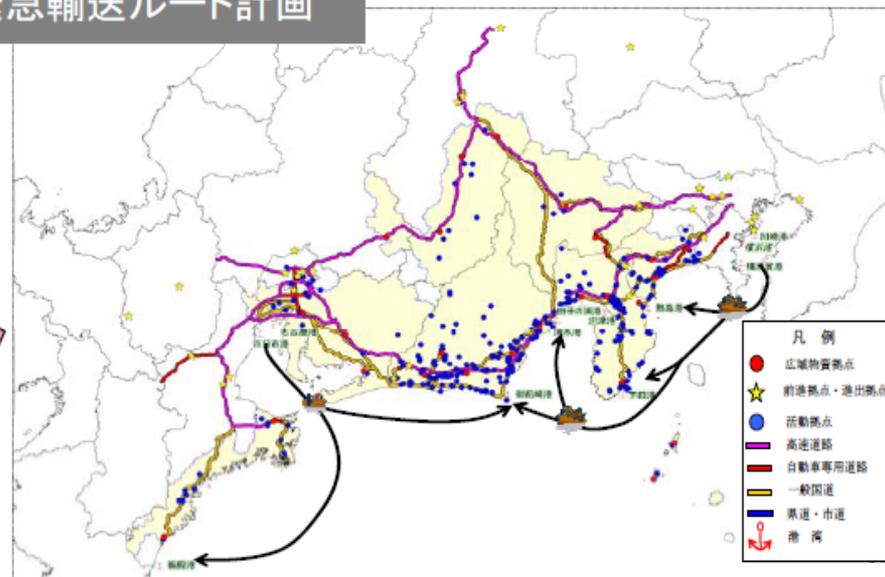
応援部隊の派遣(救助活動、消火活動、医療活動、交通規制、避難生活支援等)・物資調達



広域医療搬送



緊急輸送ルート計画



津波対策

○施設整備

- ・水門等の自動化
- ・堤防の点検・整備
- ・交通路確保(孤立防止)

○避難対策

- ・避難地・避難路の確保
- ・住民への情報伝達
- ・津波避難ビルの活用
- ・ハザードマップの整備
- ・防災知識の普及

時間差発生

- 住民意識の啓発
- 避難計画・広域応援計画の策定
- 応急危険度判定の迅速化

広域防災

○地域防災力の向上

- ・防災教育の充実
- ・自主防災組織の育成
- ・情報手段の整備
- ・多量の必需品備蓄

○地震発生時の体制確立

- ・情報共有化
- ・公助のための活動拠点整備
- ・孤立地域支援(ヘリコプター活用等)
- ・防災拠点の整備
- ・「応急活動要領」の策定

予防対策

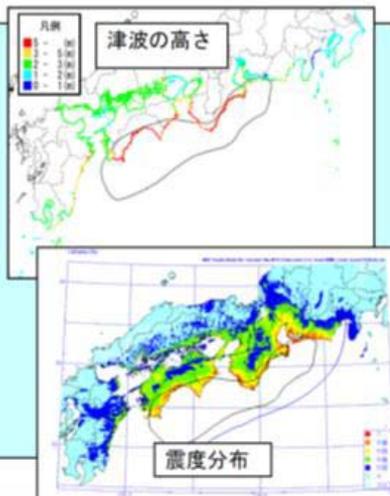
- 住宅・公共建築物の耐震化
- 交通網(陸海空)の整備・耐震化
- 長周期地震動対策の推進
- 文化財保護対策

東海地震と連動する場合の対策

平成15年から10年程度経過した段階で東海地震が発生していない場合には、東海地震対策と合わせて本大綱を見直すものとする。

背景

- 「東南海・南海地震対策大綱」(平成15年12月)
 - 政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した活動要領の策定
 - 被害想定に基づき、あらかじめ地域ごとの派遣内容や必要量等を計画
- 対象地震：
 - 東南海地震、南海地震の同時発生



政府の活動体制

- 緊急災害対策本部の設置
 - 被害の状況及び災害応急対策の実施状況の把握
 - 災害応急対策の実施に関する総合調整
- 緊急災害現地対策本部の設置
 - 現地対策本部を愛知県、大阪府、香川県の3カ所に設置
 - 現地における被災状況のとりまとめ
 - 被災地内における広域的な資源配分等の調整



設置場所	管轄区域
愛知県	中部ブロック
大阪府	近畿ブロック
香川県	四国ブロック

■：緊急災害対策本部が調整



主な応急対策活動

各省庁等の役割を明記

○救助・救急・医療・消火活動

(警察庁、防衛庁、消防庁、海上保安庁、厚生労働省、文部科学省)

<関係都府県に対する広域的応援>

- 救助・救急活動の実施及び要員の派遣
- 災害派遣医療チーム(DMAT)・救護班の派遣、広域医療搬送
- 非被災都道府県に対する消防応援の要請



○食料、飲料水等の調達

(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁、防衛庁、海上保安庁)

- 主要な物資を中心とした調整体制の整備
- 緊急度、重要度に応じた調達活動



○緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(警察庁、国土交通省、海上保安庁、水産庁、防衛庁、消防庁)

<交通の確保>

- 道路交通規制
- 道路の応急復旧
- 航路障害物の除去



<緊急輸送活動>

- 自動車運送事業者等に対する緊急輸送の要請
- 船舶、航空機を用いた緊急輸送



船舶の活用が明示されている部分

「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画の概要

平成19年3月中央防災会議幹事会申し合わせ

○被害想定等をもとに、あらかじめ地域ごとの派遣内容、必要量を計画

○発災直後から、計画に基づき派遣の準備や物資の調達を開始

○救助、医療等の応急対策の緊急実施。被害状況等の情報に応じ活動内容を修正

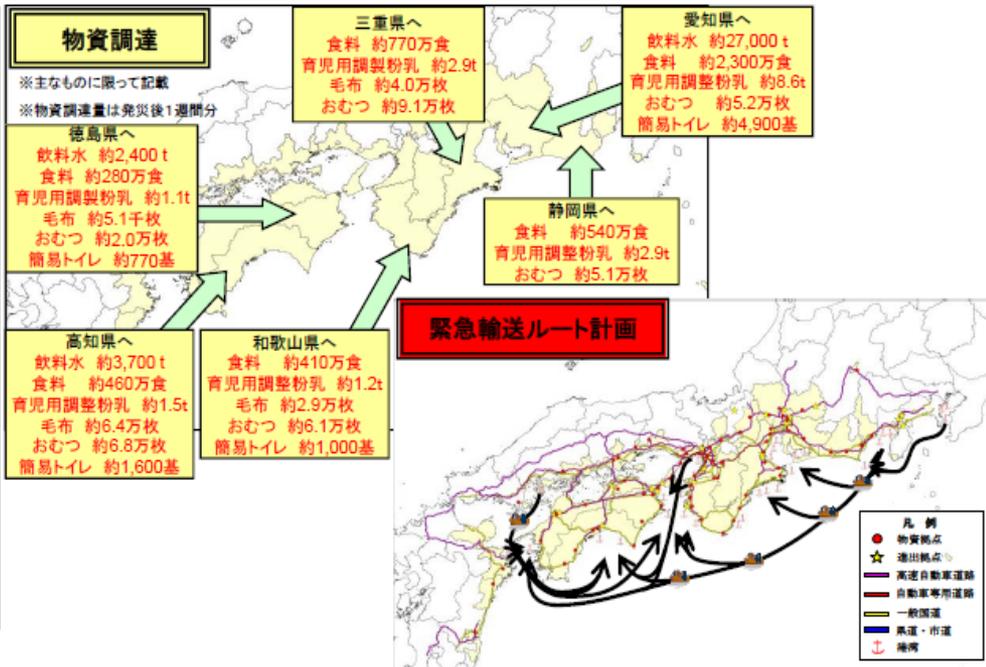
＜活動のイメージ図＞



＜被害想定の概要＞

全壊棟数	約36万棟
死者数	約1万8千人
重傷者数	約2万人
避難所 避難者数	約500万人 (1週間後)

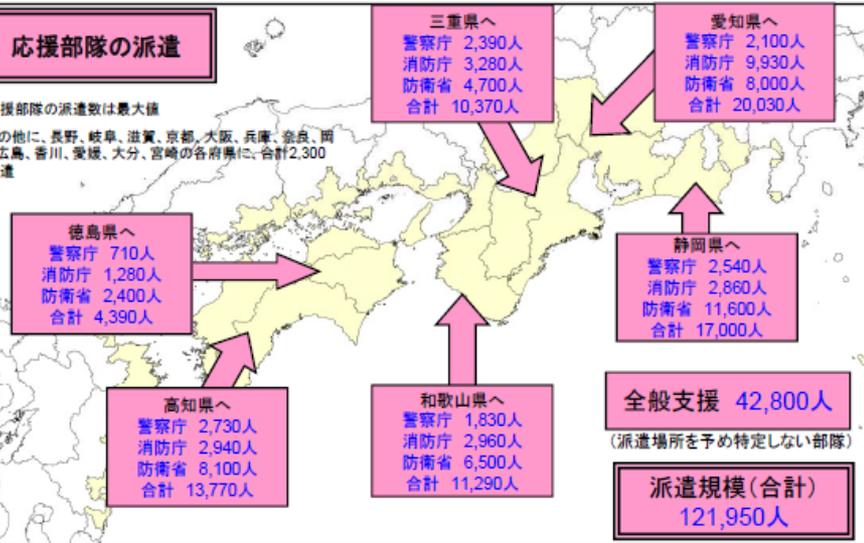
(朝5時のケース)



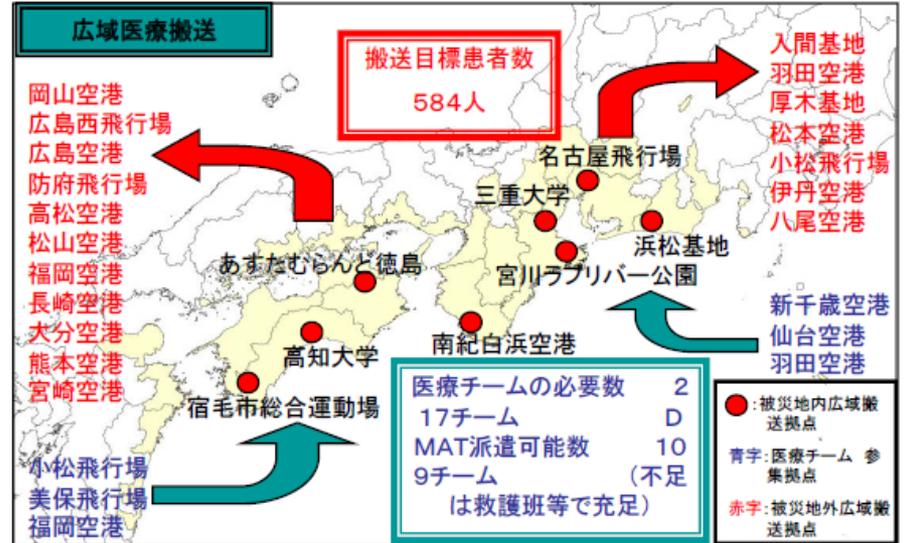
応援部隊の派遣

※応援部隊の派遣数は最大値

※この他に、長野、岐阜、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、岡山、広島、香川、愛媛、大分、宮崎の各府県に、合計2,300人派遣



広域医療搬送



「首都直下地震対策大綱」の構成

平成17年9月 中央防災会議決定
(平成22年1月修正)

首都中枢機能の継続性確保

➤ 発災後3日程度を念頭に置いた目標と対策

膨大な被害への対応 ～地震に強いまちの形成～

計画的かつ早急な予防対策

- 建築物の耐震化
- 火災対策
- 居住空間内外の安全確保対策
- ライフライン・インフラの確保対策
- 長周期地震動対策
- 文化財保護対策

広域防災体制の確立

- 首都圏広域連携体制の確立
- 救助・救命対策
- 消火活動
- 災害時要援護者支援
- 保健衛生・防疫対策
- 治安の維持
- ボランティア活動の環境整備

復旧・復興対策

- 震災廃棄物処理対策
- ライフライン・インフラの復旧対策
- 首都復興のための総合的検討

膨大な避難者、帰宅困難者への対応

(避難者対策)

- 避難所としての公的施設・民間施設の利用拡大
- 応急危険度判定等の迅速な実施
- 多様なメニューによる応急住宅の提供

(帰宅困難者対策)

- 駅周辺における混乱防止・円滑な誘導體制の検討
- 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底
- 従業員・生徒等の一時収容対策の促進

地域防災力、企業防災力の向上

国民運動の展開

(公助、自助、共助)

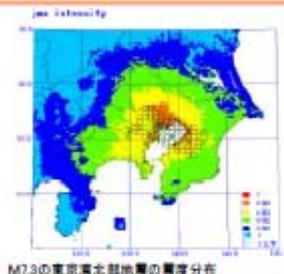
出典：内閣府防災担当HP(「首都直下地震対策について平成23年10月20日」より抜粋)

首都直下地震応急対策活動要領(概要)

平成18年4月
中央防災会議決定
(平成22年1月修正)

背景

- ▶ 首都直下地震対策大綱(平成17年9月)
 - ・政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した活動要領の策定
 - ・被害想定に基づき、あらかじめ地域ごとの派遣内容や必要量等を計画
- ▶ 主な対象地震：東京湾北部地震(M7.3)



M7.3の東京湾北部地震の震度分布

政府の活動体制

▶ 緊急災害対策本部の設置

設置場所の優先順位

- ①官邸 ②中央合同庁舎5号館
- ③防衛省 ④立川広域防災基地

▶ 緊急災害現地対策本部の設置

東京湾臨海部基幹的広域防災拠点施設(有明の丘地区)

※「有明の丘」が使用不能時の設置場所は東京都庁



首都中枢機能継続性確保のための活動

▶ 首都中枢機関

- ・職員及びその家族の安否確認、直ちに要員の参集
 - ・首都中枢機能継続のための体制を整え、業務継続計画に基づき活動を的確に実行
- ### ▶ 緊急災害対策本部、現地対策本部
- ・首都中枢機関の機能継続のため、情報を収集・分析して支援策を検討の上、必要な措置を実施

主な応急対策活動

各省庁等の役割を明記

○救助・救急・医療・消火活動

(警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁、厚生労働省、文部科学省)

<関係都県に対する広域的応援>

- ・救助・救急活動の実施及び要員の派遣
- ・災害派遣医療チーム(DMAT)・救護班の派遣、広域医療搬送
- ・非被災道府県に対する消防応援の要請



○食料、飲料水等の調達

(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁、防衛省、海上保安庁)

- ・主要な物資を中心とした調整体制の整備
- ・緊急度、重要度に応じた調達活動



○緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(警察庁、国土交通省、海上保安庁、水産庁、防衛省、消防庁)

<交通の確保>

- ・道路交通規制
- ・道路の応急復旧
- ・航路障害物の除去

<緊急輸送活動>

- ・自動車運送事業者等に対する緊急輸送の要請
- ・船舶、航空機を用いた緊急輸送
- ・東京湾臨海部基幹的広域防災拠点(東原島地区)における緊急輸送活動の支援



☐ : 船舶の活用が明示されている部分

出典：内閣府防災担当HP(「首都直下地震対策について平成23年10月20日」より抜粋)

首都直下地震発災時における政府の初動対応

東京23区内で震度6強

著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められた場合閣議を開催



有明の丘地区



本部棟

緊急災害対策本部の設置

設置場所(使用不能の場合の設置順位)

- 1 首相官邸内
- 2 中央合同庁舎5号館内
- 3 防衛省内
- 3 立川広域防災基地内

本部長:内閣総理大臣

首都圏下地域における被害の状況及び災害応対の実施状況を把握し、防災関係機関に対し、災害応対策の実施に関し総合調整を行う。



平成21年1月16日
政府総合図上訓練の模様

緊急災害現地対策本部を有明の丘地区に設置

設置場所:有明の丘基幹的広域防災拠点施設
本部長:内閣府副大臣

- 現地における被災情報のとりまとめや、災害応対策の調整(被災地内における広域的な資源配分等の調整等)
- 現地対策本部の管轄区域は、原則として、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の一部



川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点において緊急物資輸送活動開始

国内・海外からの資機材・支援物資の受け入れ
資機材・支援物資等の集積、仕分け
各被災箇所への物資等搬出

- 東京湾内各港湾の耐震パース
- 荒川・江戸川・多摩川等の緊急用船着き場等



出典:内閣府防災担当HP(「首都直下地震対策について平成23年10月20日」より抜粋)

「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画(概要)

平成20年12月
中央防災会議
幹事会申し合わせ

○被害想定等をもとに、あらかじめ地域ごとの部隊派遣内容、物資調達内容、部隊や物資の緊急輸送ルート等を計画

○地震発生後、被災状況等の情報が無い段階から、直ちに計画に基づき部隊派遣や医療活動、物資調達を開始

○救助、医療等の応急対策の緊急実施。被害状況等の情報に応じ活動内容を修正

【活動のイメージ図】



【被害想定概要】

全壊・壊失棟数	約85万棟
死者数	約1万1千人
重傷者数	約3万7千人
避難所生活者数	約460万人 (約1日後)

(多方向10時、風速15m/sのケース)

物資調達

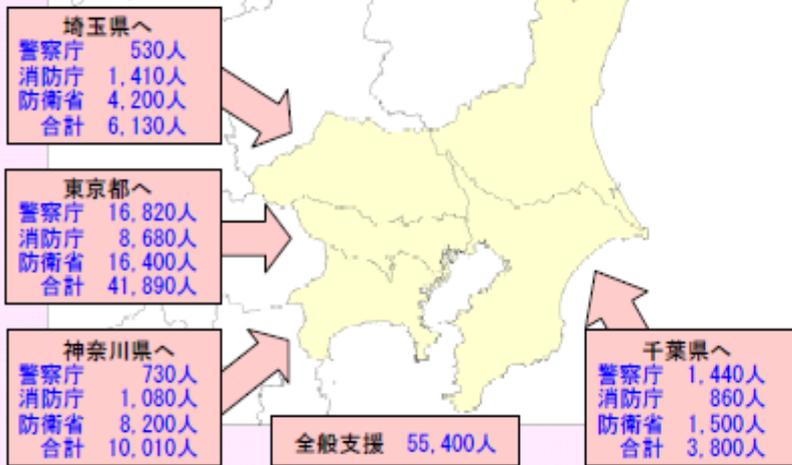
※物資調達量は発災後1週間分



応援部隊の派遣

※応援部隊の派遣数は最大値

派遣規模(合計)
117,240人



広域医療搬送

【広域医療搬送は、関係都県内では対応が困難な重傷者でありかつ、広域後方医療施設へ搬送して治療することにより、救命が可能と判断される患者を対象とする。

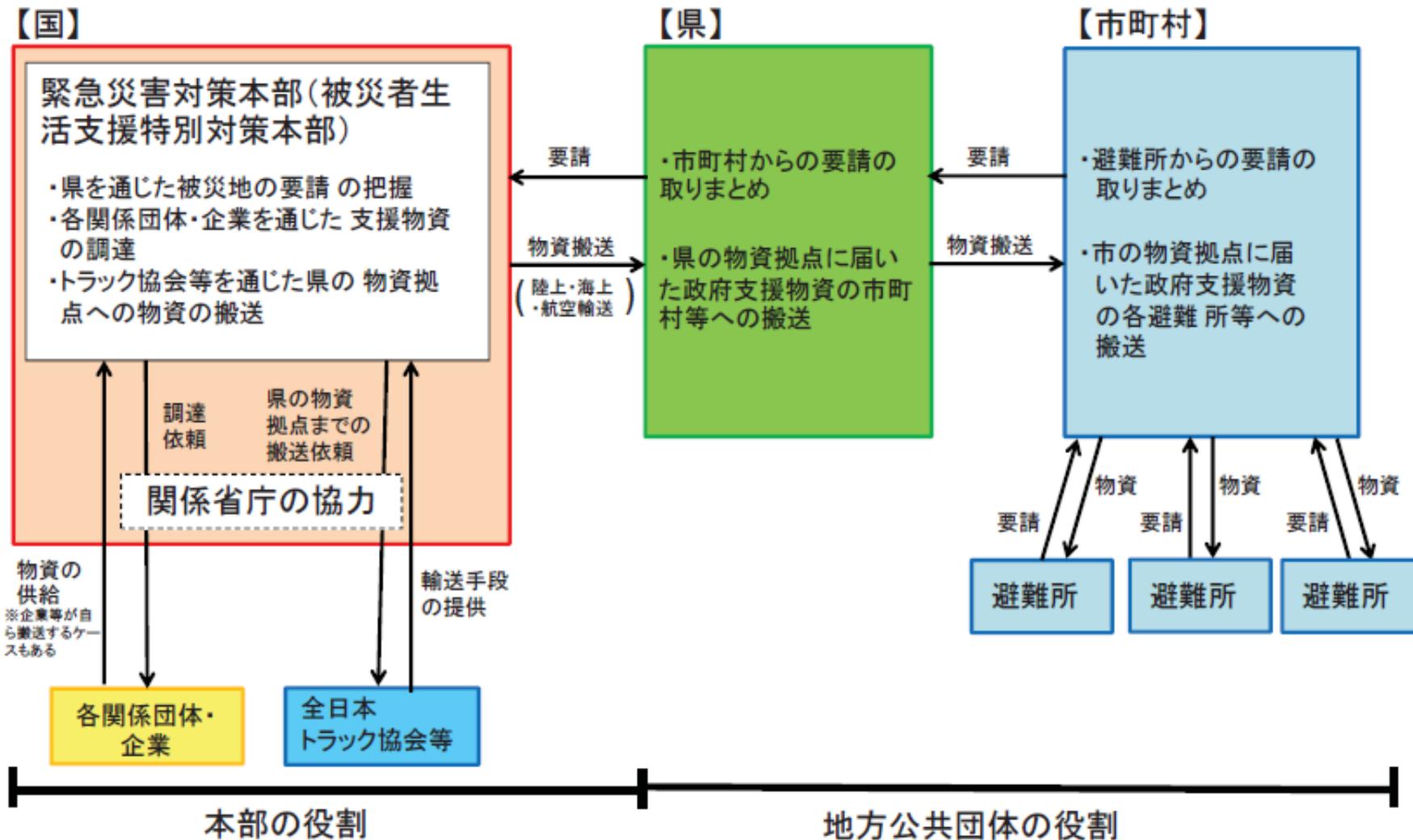
※発災後8～72時間の間に搬送



出典:内閣府防災担当HP(「首都直下地震対策について平成23年10月20日」より抜粋)

(参考)東日本大震災における緊急支援物資の調達・配送スキーム

緊対本部(支援本部)による支援物資の調達・輸送の基本的な流れ



ポイント

○船舶の活用については以下の点が計画に位置付けられている。

- (1) 広域的に道路が寸断された場合に備えて海上輸送ルートが定められている
- (2) 緊急対策本部等から海上輸送の依頼があった場合には、海上保安庁及び防衛省は自ら保有する艦船を用いて緊急輸送活動を行い、国土交通省は海上運送事業者等に緊急輸送の要請を行うとされている。
- (3) 警察庁、消防庁及び防衛省の部隊の進出にあたり、一部の区間で民間フェリーを利用するとされている。

※「首都直下地震」、「東南海・南海地震」、「東海地震」に係る計画に記載されている。

課題

- 民間フェリーを活用した輸送は警察庁、消防庁、防衛省の部隊輸送及び緊急災害対策本部等による緊急輸送活動のみが明示されている。
- 今後、本検討会において、輸送機能のみならず、船舶の特性を踏まえた船舶の様々な機能・役割等や配備上の課題について検討を行うことが必要。

大規模災害時の船舶活用の位置付けに関する検討の方向性(案)

1. ポイント

- 防災基本計画、地域防災計画、地震対策大綱関連計画とも緊急輸送を中心として船舶の活用に言及。
- 輸送面についての一般的な記述が多く、船舶の多様な機能の活用についての言及は限られたもの。

2. 作業方針

- 大規模災害対応に関する法律体系及び国・自治体の防災計画等における大規模災害時の船舶活用の位置付けや国・自治体・事業者間の役割の整理
- 大規模災害発生時の船舶の効率的な活用を実現するために国・自治体の防災計画等に位置付けることが望ましい事項の検討